

〈景観政策の柱〉

- 新景観政策（H19）
 - ・建築物の高さ規制
 - ・建築物のデザイン基準等（自然・歴史的景観の保全、市街地景観の整備）
 - ・眺望景観や借景の保全・創出
 - ・屋外広告物対策
 - ・京町家等の歴史的建造物の保全・再生
- 景観政策の進化（H24）
 - ・市民とともに創造する景観づくりに関する仕組み
 - ・デザイン基準の更なる充実
 - ・優れた建築計画を誘導するための制度

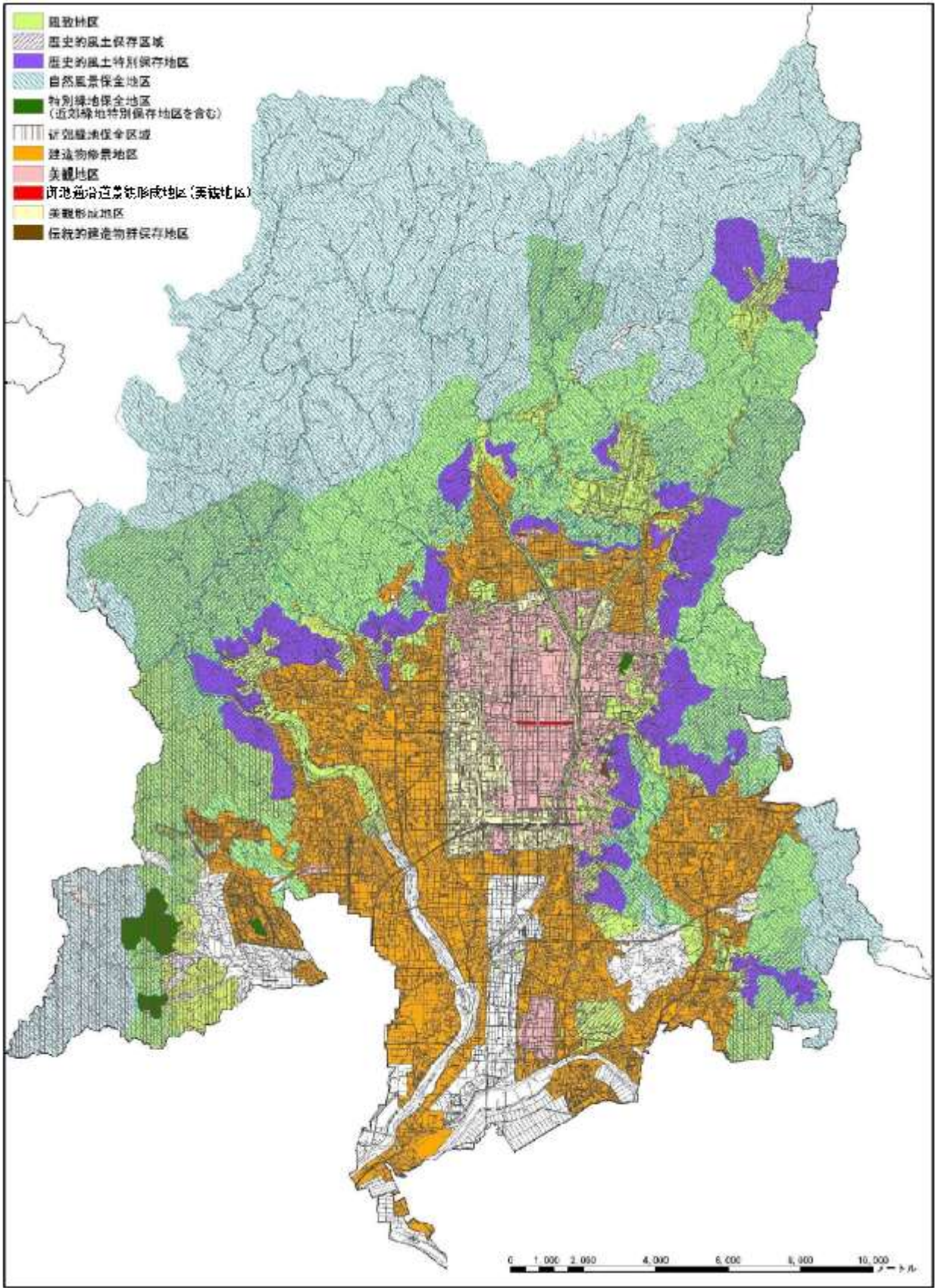
〈景観計画区域〉

	区域の名称	面積（ha）
自然・歴史的景観	風致地区（注１）	約 17,938
	歴史的風土保存区域（注２）	約 8,513
	歴史的風土特別保存地区（注３）	約 2,861
	自然風景保全地区（注４）	約 25,780
	特別緑地保全地区（注５） （近郊緑地特別保全地区（注６）を含む。）	約 238
	近郊緑地保全区域（注７）	約 3,333
市街地景観	景観地区（美観地区及び美観形成地区）（注８）	約 3,431
	建造物修景地区（注９）	約 8,581
	伝統的建造物群保存地区（注１０）	約 15
	眺望景観保全地域（注１１）	約 41,851

注 1 都市計画法
注 2・3 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
注 4 自然風景保全条例
注 5 都市緑地法
注 6・7 近畿圏の保全区域の整備に関する法律
注 8 景観法
注 9 市街化区域内の景観区域のうち美観地区、微関係性地区、風致地区以外の区域
注 10 文化財保護法
注 11 眺望景観創生条例

景観法に基づく誘導

景観計画区域



〈建造物修景地区〉

類型	面積（ha）		備考
山ろく型建造物修景地区	約 3,230	約 877	北部
		約 1,004	西部
		約 1,349	伏見・山科
山並み背景型建造物修景地区	約 1,347	約 411	北山周辺
		約 679	太秦周辺
		約 215	西山周辺
		約 42	右京の里
岸边型建造物修景地区	約 313	約 313	桂川
町並み型建造物修景地区	約 3,691	約 507	葛野周辺
		約 462	吉祥院周辺
		約 188	九条周辺
		約 428	竹田周辺
		約 751	久世・久我・羽束師
		約 440	淀・横大路
		約 248	伏見桃山・向島
		約 667	山科
合計	約 8,581		

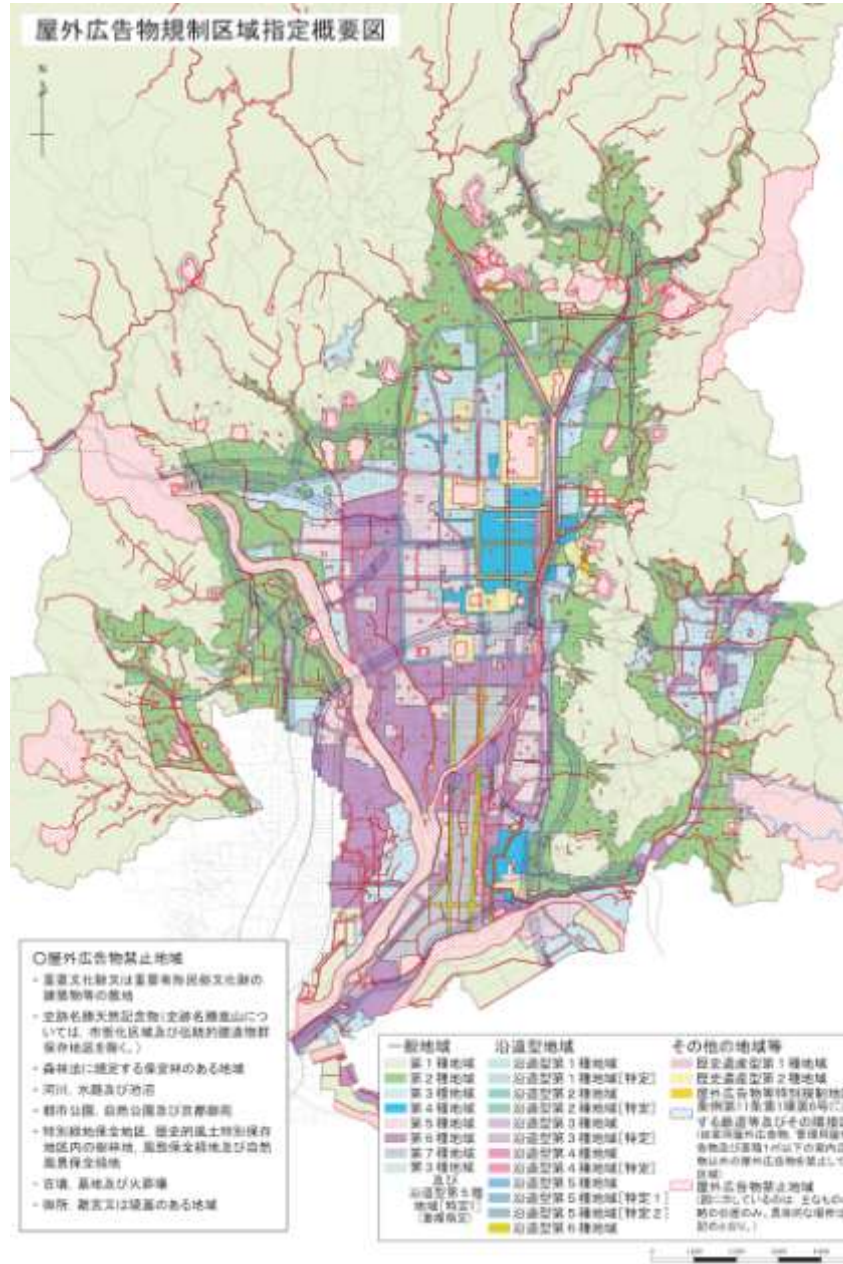
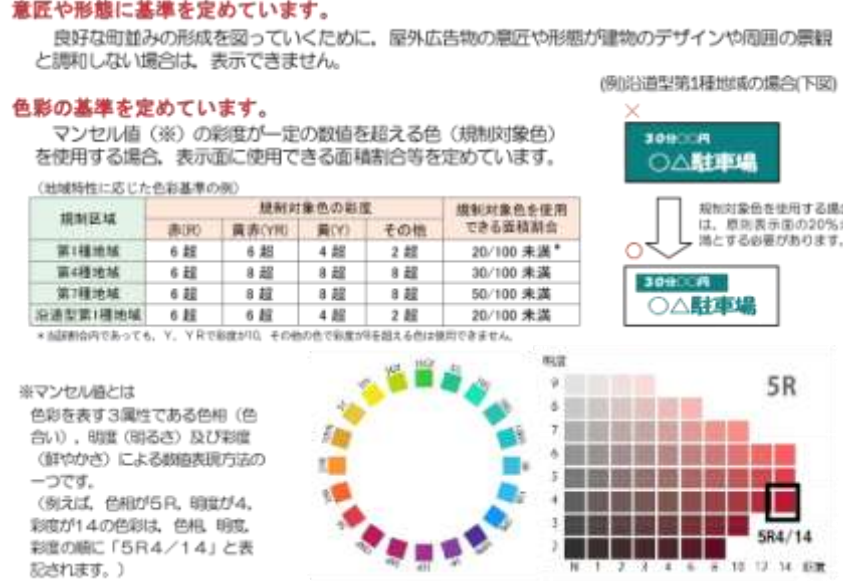
〈眺望景観保全地域〉



〈景観地区〉

名 称		面積（ha）		備 考	
山ろく型美観地区		約 138		北白川・銀閣寺周辺 渋谷・馬町 今熊野・泉涌寺周辺 本町筋・稲荷山周辺	
山並み背景型美観地区		約 303		下鴨神社周辺（2） 田中・吉田 京都大学周辺 聖護院・吉田山周辺	
岸边型美観地区	一般地区	約 68	約 92	哲学の道 岡崎疏水 鴨川東（1） 鴨川東（2） 鴨川西（1） 鴨川西（3） 高瀬川（2） 濠川・宇治川派流 白川（岡崎・祇園） 鴨川西（2） 高瀬川（1）	
歴史的町並み地区		約 24			
旧市街地型美観地区		約 1,143		西陣 御所周辺 鴨東 鴨川 二条城周辺 職住共存（1） 職住共存（2） 本願寺周辺 伏見	
歴史遺産型美観地区		約 543			
一般地区			約 383	下鴨神社周辺（1） 御所 二条城 先斗町 祇園・清水寺周辺 本願寺 東寺	
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区		約 3.2			
祇園町南歴史的景観 全修景地区	祇園町南側地区	約 6.5	約 9.9		
	宮川町地区	約 2.0			
	八坂通地区	約 1.4			
上京小川歴史的景観保全修景地区		約 2.1			
伏見南浜界わい景観整備地区		約 25			
		重要界わい整備地域		約 5.3	
三条通界わい景観整備地区		約 6.6			
		重要界わい整備地域		約 2.9	
上賀茂郷界わい景観整備地区		約 23			
		重要界わい整備地域		約 2.2	
千両ヶ辻界わい景観整備地区		約 37			
		重要界わい整備地域		約 7.9	
上京北野界わい景観整備地区		約 7.9			
		重要界わい整備地域		約 3.0	
西京極原界わい景 観整備地区	街道北・南地区	約 12	約 18		
	街道沿い地区	約 5.5			
	重要界わい整備地域	約 1.3			
本願寺・東寺界わい景観整備地区		約 27			
		重要界わい整備地域		約 2.7	
沿道型美観地区		約 125		約 135	御池通 四条通 五条通 河原町通 烏丸通 堀川通 三条通
都心部幹線地区					
三条通地区		約 9.9			
市街地型美観形成地区				約 648	小山 高野 西ノ京 壬生・朱雀 京都駅周辺 西七条・唐橋
沿道型美観形成地区	幹線地区	約 424	約 429	北山・白川通 西大路・北大路 二条駅周辺 京都駅前 その他沿道 衣掛けの道	
衣掛けの道地区		約 5.3			
合 計		約 3,431		－	

〈屋外広告物の制限〉



◆景観誘導の枠組みの事例

A 市全域（ゾーン区分なし）＋特定エリア			
名古屋市	札幌市	横浜市	東京都
●特定エリア（都市景観形成地区）ごとに別の方針、基準（景観法）	●特定エリア（景観計画重点区域）ごとに別の届出対象、基準（景観法）	●特定エリア（景観推進地区・都市景観協議地区）ごとに別の届出対象、基準（景観法） ●特定エリア（景観推進地区・都市景観協議地区）以外は開発許可で誘導（都市計画法）	●特定エリア（景観基本軸、景観形成特別地区）ごとに別の届出対象、基準（景観法） ●特定エリアとは別に大規模建築物等のための基準の上乗せ（大規模建築物等景観形成指針、特定区域景観形成指針）（条例）

A 市全域（ゾーン区分なし）＋特定エリア	B 市全域（ゾーン区分あり）＋特定エリア	D 市域の一部＋特定エリア	
神戸市	仙台市	福岡市	京都市
●特定エリア（景観計画区域、景観形成地域等）ごとに別の届出対象、基準（景観法、条例） ●特定エリア（景観計画区域・景観形成地域等）以外にも全域で誘導（誘導）	●景観計画区域のゾーンごとに別の方針、基準、届出対象は市全域で一律（景観法） ●特定エリア（景観重点区域のゾーン）ごとに別の方針、基準（景観法） ●特定エリアの一部に景観地区による基準の上乗せ（景観法、都市計画法）	●ゾーンごとに別の方針、届出対象、基準（景観法） ●特定エリア（都市景観形成地区）ごとに別の方針、届出対象、基準（景観法）	●市域の一部を景観計画区域に指定（景観法） ●特定エリア（建造物修景地区、景観地区）のみ景観法（景観地区は都市計画法も）に基づき誘導するものとして方針、届出対象、基準を設定（景観法、都市計画法） ●その他のエリアは各種法令により誘導